

# 平成27年度実施施策に係る 政策評価の事前分析表の概要

原子力規制庁  
長官官房総務課

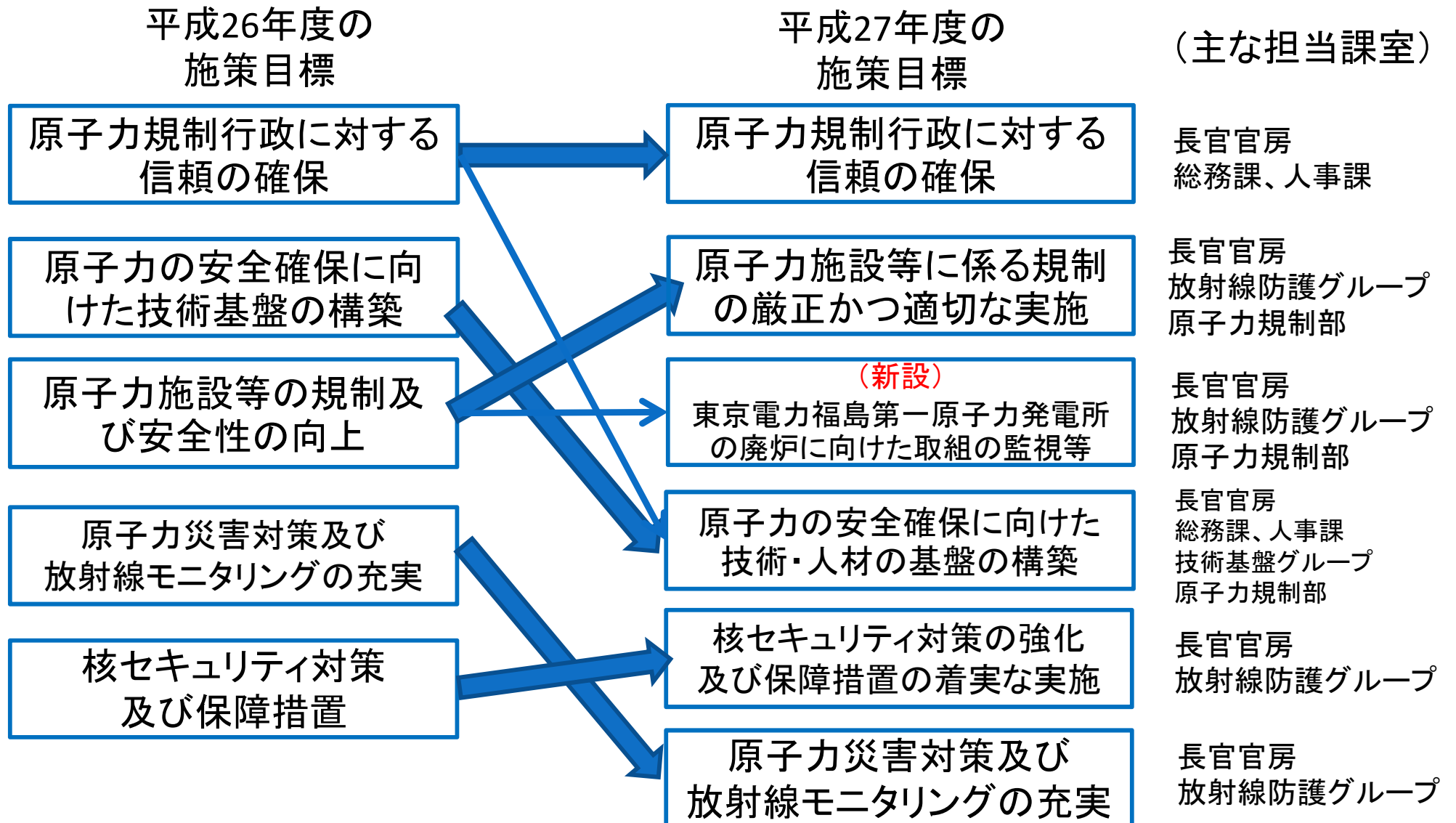
# 事前分析表とは

- 施策の目標や施策の進捗状況の測定指標、それらの達成手段等について、事前の想定を提示し、施策の実施後に当該想定を検証(事後評価)することで、政策の改善につなげようとするもの。
- 次年度の政策評価(事後評価)は、当該測定指標を用いて行う。

施策名											担当部局名		作成責任者名 (※記入は任意)		
施策概要											政策体系上の位置付け				
達成すべき目標											目標設定の考え方・根拠				
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					31年度
1															
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
			基準年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					31年度
2															
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠										
3															
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等						平成27年 行政事業レビュー 事業番号		
	24年度	25年度	26年度	27年度											
(1)															
(2)															
(3)															
(4)															
施策の予算額・執行額					施策に関係する内閣の重要政策(施政方針 演説等のうち主なもの)										

# 政策体系の変更

- 平成27年3月に原子力規制委員会平成27年度重点計画を制定したことに伴い、政策体系を変更した。



# 原子力規制行政に対する信頼の確保

施策の目標	原子力規制行政に対する信頼の確保
施策の概要	原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の不断の見直し・改善並びに諸外国及び国際機関との連携・協力を図る。
測定指標	以下の通り

平成26年度	平成27年度	備考
会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合	透明性の確保(会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合)(維持)	意思決定過程の透明性確保のためには、継続的な情報公開が必要。
ホームページの利用のしやすさ	ホームページの利用のしやすさ(維持)	関連JIS規格の等級Aを今年度も引き続き取得することを目指している。
組織体制の強化	独立性の確保、コミュニケーションの充実	原子力規制委員会は、何ものにもとらわれず、科学的、技術的な見地から、独立して意思決定を行い、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める必要がある。
	中立性の確保	中立性を確保するために規定した内規等を厳格に運用する必要がある。
	マネジメントシステムの本格的な運用と改善	規制制度及び規制基準並びにそれらに基づき実施する規制業務の品質を自主的にかつ継続的に改善していくため、本格運用を開始したマネジメントシステムを早急に組織全体に定着させる必要がある。
	組織体制の強化(維持)	職員の採用等による人材育成を通じ、原子力規制組織全体の専門性・機能の強化を図る必要がある。
国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流	—	「原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築」へ移動
主要国及び原子力導入新興国との協力に関する取決め等の締結等	国際社会との連携(国際会議等への積極的な参加等)	国際社会における原子力安全向上への貢献及び我が国の原子力規制の継続的改善につながるよう、国際機関における常設委員会を含む各種会議に積極的に参加し、諸外国原子力規制機関とハイレベルでの情報交換会合等を開催する等、国際社会との連携を進める必要がある。
総合規制評価サービス(IRRS)対応	総合規制評価サービス(IRRS)の受入れと指摘への対応	我が国の原子力安全規制制度をさらに拡充するため、IRRSレビューを受けることを通じて、IAEA安全基準と我が国の原子力安全規制制度との整合性を確認し、課題を抽出し、これら課題に対する改善措置を図る必要がある。
職員研修プログラムの策定・運用	—	「原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築」へ移動

# 原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施

施策の目標	原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施
施策の概要	原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度を継続的に改善し、また規制を厳正かつ適切に実施する。
測定指標	以下の通り

平成26年度	平成27年度	備考
原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数(維持)	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するために各種規制を講ずることは、原子力規制委員会の根幹的な本務である。
原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数(維持)	
公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数(維持)	
-	規制制度や運用の継続的改善	原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善のために必要な検討を進める。
	緊急作業員の被ばくに関する規制の見直し	事故時に適切な対応をする必要があることから、緊急作業時の被ばくに関する規制のあり方について検討を行う必要がある。
	放射線障害防止法に係る制度整備	放射線障害防止法の規制を受けている事業所における事故時の体制等について、国際的な議論やIRRSの指摘も踏まえて規制のあり方を検討する必要がある。
原子力・放射線施設の審査・検査等の実施	原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施	新規制基準に係る適合性審査を含め原子炉等規制法、及び放射線障害防止法の厳正かつ的確な施行が必要なため。
東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価	-	「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等」に移動
安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組の促進	安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組の促進(維持)	原子力施設等の安全性を継続的に向上するためには、各種規制のみならず、安全文化の浸透とその基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図ることが重要である。

# 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等

施策の目標	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等
施策の概要	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。
測定指標	以下の通り

平成26年度	平成27年度	備考
東京電力福島第一原子力 発電所の監視・評価	東京電力福島第一原子力 発電所の廃炉に向けた取 組の監視	中期的リスクの低減目標マップ(平成27年2月版)は、安全上の観点から優先的に解決すべき課題を明確にするとともに、完了した措置と更なる取組を要する措置がわかるようにすることを目的として作成しており、東京電力が当該低減目標マップに示されたそれぞれの事項を着実に達成できるよう規制当局として技術的観点から東京電力を積極的に指導し、監視する必要がある。また、実施計画の変更認可申請に対する審査や、施設検査及び保安検査を原子炉等規制法に基づき厳正かつ適切に行う必要がある。
—	東京電力福島第一原子力 発電所事故の分析	東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、重要な業務の一つであり、技術的な側面から検証を進める必要がある。
放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施 (維持)	東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を把握するため、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域お放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する必要がある。



# 原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築

施策の目標	原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築
施策の概要	最新の技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、それに基づく原子炉等規制法に係る規制基準の不断の見直しを行う。
測定指標	以下の通り

平成26年度	平成27年度	備考
安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数	安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数(維持)	安全性の追求に終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、安全研究によって新たな知見を得るとともに規制基準等の継続的改善に努めていく必要がある。
規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を取りまとめた件数	規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を取りまとめた件数(維持)	
安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数	安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数(維持)	
—	国内外のトラブル情報の収集・分析	国内外で発生した事故・トラブル情報及び海外における規制動向に係る情報の収集・分析を行う必要がある。
—	東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 ※再掲	東京電力福島第一原子力発電所の事故についての継続的な分析は、重要な事務の一つであり、技術的な側面から検証を進める必要がある。
—	人材の確保	実効ある原子力規制を実施していくためには、原子力規制委員会の高度な専門技術的判断を支える専門性を有する人材の確保が必要である。
職員研修プログラムの策定・運用	研修体系等の整備	職員の力量を管理するための制度や実践的な教育訓練を行うための研修カリキュラムの開発・整備、高度な規制行政知識の継承の仕組みの構築などが必要である。
国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流	国内外への留学、研究機関や海外の機関との人材交流	国内外への留学、国際機関や外国政府機関、国内外の研究機関との人材交流を通じて、国内外の高度専門的な知見や先進的事例を学ぶことにより、職員の原子力規制に関する能力等の向上を図る必要がある。
—	ノーリターンルールの運用方針明確化	原子力規制委員会設置法附則第6条第2項に規定されているいわゆるノーリターンルールの運用方針については、原子力規制委員会が明確化することとされており、早期にその内容を検討し、公表する必要がある。

# 核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施

施策の目標	核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施
施策の概要	核セキュリティ対策を強化するとともに、国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制を行う。
測定指標	以下の通り

平成26年度	平成27年度	備考
—	核セキュリティ上の課題への対応 (個人の信頼性確認制度の導入へ向けた検討及び制度設計等)	核セキュリティ対策の強化のため、核セキュリティ上の課題である、個人の信頼性確認制度及び放射線物質及び関連施設の核セキュリティについて必要な検討を進める必要がある。また、平成26年度に受け入れたIPAASミッションから示される勧告事項や助言事項についても、核セキュリティ対策の強化のため、対応を検討する必要がある。さらに、核セキュリティ文化の醸成のため、研修等の場を通じ、職員が核セキュリティに関する問題意識を持つ環境づくりを行う必要がある。
—	核セキュリティ上の課題への対応 (放射性物質及び関連施設の核セキュリティに係る課題の抽出及び検討)	
IPPASミッション受入れに伴う核セキュリティ体制の向上	核セキュリティ上の課題への対応 (IPPASミッションにおける勧告事項等への対応)	
—	核セキュリティ上の課題への対応 (核セキュリティ文化醸成)	
核物質防護規定の遵守状況の検査の着実な実施	核物質防護規定の遵守状況の検査の着実な実施 (維持)	
国際原子力機関(IAEA)が公表する保障措置実施報告書における評価	国際原子力機関(IAEA)が公表する保障措置実施報告書における評価(維持)	保障措置は、各国が保有する核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために締結された核不拡散条約等の国際約束を履行するための業務であり、その目的達成状況についてIAEAより厳密な評価を受けることになっているため。



# 原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実①

施策の目標	原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実
施策の概要	原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。
測定指標	以下の通り

平成26年度	平成27年度	備考
原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施	原子力災害対策指針に基づく原子力事業者による防災訓練の実施(維持)	原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することとされた。防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため。
環境モニタリング結果の解析・公表	環境モニタリング結果の解析・公表(維持)	環境モニタリングの結果については定期的な解析と公表を行う必要があることから、原則、1週間に1度、解析結果についてホームページにおいて公表する。
原子力災害対策指針の改定の検討	原子力災害対策指針の継続的改善	原子力災害対策の継続的な改善を図るため、原子力災害事前対策等に関する検討チームを開催し、現行の原子力災害対策指針において課題とされている点等について最新の科学的知見や国際的動向等を踏まえて更なる検討を進めるとともに、その結果を早期に取りまとめて適切に指針に反映する必要がある。

# 原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実②

施策の目標	原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実
施策の概要	原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、平時・緊急時の放射線モニタリング体制を整備・維持する。また、原子力規制委員会における危機管理体制を整備し、運用する。
測定指標	以下の通り

平成26年度	平成27年度	備考
緊急時モニタリング体制の整備	緊急時モニタリング体制の整備(維持)	原子力災害対策指針では、放射性物質の放出後の緊急時における避難や一時移転等の緊急又は早期の防護措置の判断は、緊急時モニタリングの実測値に基づくこととしており、原子力規制委員会は、この方針に従い、実効性のある緊急時モニタリングの体制整備等、測定体制の充実強化を図る必要がある。
放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施(維持) ※再掲	全国の放射能水準について把握するため、放射線モニタリングを定期的を実施する必要がある。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を把握するため、総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体等と連携して、陸域・海域放射線モニタリング及び測定結果の分析・評価を着実に実施し、国内外にわかりやすく情報提供する必要がある。
—	緊急時対応能力の強化	原子力規制委員会の緊急時対応能力をより一層強化するため、災害時に長期間停電する場合にも緊急時対応センターの機能が維持できるよう非常用自家発電機の燃料備蓄を確保するとともに、初動対応における緊急時体制の迅速な立ち上げに資する緊急参集要員の増員及び危機管理宿舍の拡充を図る必要がある。 また、防災訓練等に積極的に参加し、初動対応手順の更なる習熟を図り、併せて、地方公共団体等との情報共有・連絡手段を確認する必要がある。